○　財務省告示第293号

国債証券買入銷却法（明治29年法律第5号）第2条の規定に基づき、同法第1条第1項の規定により令和8年9月11日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和8年10月23日

財務大臣　片山　さつき

（別表）

国債の名称	記　号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動･10年）	第22回	400,000,000円	101.05円
〃	第22回	5,300,000,000円	101.10円
〃	第23回	1,400,000,000円	100.05円
〃	第23回	1,000,000,000円	100.10円
〃	第23回	600,000,000円	100.15円
〃	第24回	600,000,000円	99.60円
〃	第29回	1,000,000,000円	94.47円
〃	第29回	1,500,000,000円	94.53円
〃	第30回	3,300,000,000円	92.87円
合　　計		15,100,000,000円	